

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業 企画提案競技実施要領

1 業務の目的

自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）を中心に、県民に対して、イベント（街頭キャンペーン等）やテレビ・ラジオ、インターネットなど、様々な媒体を通じて自殺予防や精神疾患に関する正しい知識の啓発や相談窓口の周知等を行うことにより、県全体で自殺予防に取り組む気運を醸成し、もって、「自殺のない地域社会づくり」を目指すことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名 「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業

(2) 契約期間 契約の日から平成31年3月31日まで

(3) 業務内容 「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業業務仕様書」のとおり

(4) 委託金額 5,472,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(5) 県税に未納がないこと。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 平成30年6月 4日（月） |
| (2) 事前説明会申込締切 | 平成30年6月 8日（金） |
| (3) 事前説明会 | 平成30年6月13日（水） |
| (4) 企画提案競技申込締切 | 平成30年6月20日（水） |
| (5) 質問締切 | 平成30年6月25日（月） |
| (6) 企画書等提出期限 | 平成30年6月29日（金） |
| (7) 審査結果通知 | 平成30年7月上旬 |

6 事前説明会

- (1) 日 時 平成30年6月13日（水）午後1時半から
- (2) 場 所 宮崎県庁7号館3階 734会議室
- (3) 事前説明会及び企画提案競技参加の意思表示

- 説明会においては、本県の自殺の現状と課題や昨年度の本事業の取組実績等の説明を行うので、企画提案競技参加希望者は、可能な限り説明会に参加すること。
- 説明会に参加する者は、6月8日（金）午後5時までに参加申込書（別紙様式1）をFAXで提出すること。
- また、企画提案競技に参加する者は、6月20日（水）午後5時までに参加申込書（別紙様式2）をFAXで提出すること。

7 企画提案競技に係る質問

企画提案競技について質問がある場合は、質問票（別紙3）を6月25日（月）午後5時までに下記15「問合せ先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を7部（正本1部、写し6部）提出すること。

※写し6部については、企業名等、提案者が識別できる表記を掲載しないこと

① 企画提案書（A4判）

下記項目について企画案を提案すること。A4判の大きさと作成し、20ページ程度にまとめること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。なお、提案にあたっては、実施可能な企画とすること。

● 県民向けの自殺予防普及・啓発事業

ア 街頭キャンペーンの企画・実施運営

キャンペーンの実施場所（商業施設等）や実施内容等を提案すること。

イ 自殺予防フォーラムの企画・実施運営

フォーラムの実施場所や実施内容等を提案すること。

※ ア、イについては、メディア等と連動させ、より多くの県民に訴求する手法も提案することが望ましい。

● 若年層、働き盛り世代等を対象にした自殺予防普及啓発事業

自殺予防や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発、自殺予防ポータルサイトや若年層向けホームページ「こころの保健室」、相談窓口等の分かりやすい情報発信などの効果的な啓発を行うため、以下について、企画提案を行うこと。

なお、以下の企画にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ より多くの県民の注目や関心が集まる内容にすること。
- ・ 県民一人ひとりが自殺を身近な課題と捉え、“気づき” “声かけ” “見守り”等の行動に移していくような仕掛けを含んだ内容にすること。
- ・ コンビニエンスストアや商業施設、娯楽施設、アルコールやギャンブル、多重債務関連の民間企業（団体）との協賛等も検討すること。

ア 啓発グッズの作成及び配布

自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」や若年層向けホームページ「こころの保健室」の普及・啓発のため、コンビニ、娯楽施設、商業施設等、若者や働き盛り世代が日頃から立ち寄りやすい場所を配布先として提案するとともに、配布方法や啓発グッズの作成について提案すること。

イ テレビ・ラジオ、インターネット等を活用した広告等による啓発

テレビやラジオのCM、インターネット上のツイッター等のオープンコミュニケーションの活用など、様々な広告ツールを用いた効果的な方法であれば、広告媒体については、特に指定しない。

② 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。

宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。

③ 会社概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

④ 業務実施体制（職員配置等）及び業務実施スケジュールに関する資料

※提案した内容の実施体制や実施時期、準備期間等が分かる資料を添付すること。

⑤ 過去の類似業務実績に関する資料

※特に本事業と関連を有する特徴的・効果的な事業委託実績について、その概要が分かる資料があれば、添付すること（1～2例）

（2）提出先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 渡邊、清
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電 話：0985-26-7075 F A X：0985-26-7326

- (3) 提出期限 平成30年6月29日(金)午後5時まで(必着)
(4) 提出方法 持参又は郵送

9 決定方法

提出された企画提案書等について総合的に審査の上、決定する。

なお、企画提案書の提出状況等を踏まえ、必要に応じて、電話等でのヒアリングもしくは、プレゼンテーションを実施する場合がある。(日程等は別途通知する。)

評 価 項 目
業務理解度・実績
実施体制、スケジュールの適正性など
企画内容の効果、適正性、独創性、デザイン性など

10 決定通知

平成30年7月上旬に決定し、文書で通知する。

11 契約について

- (1) 最優秀提案を行った者(以下、「最優秀提案者」という。)と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 委託料は委託事業完了後の精算払いとする。

12 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は本要領4の要件を満たさなくなった者
(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
(3) 2件以上の企画提案をした者
(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
(7) 二人以上の代理人をした者

- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

14 その他

(1) 著作権について

業務委託に係る成果品等の検査合格後、成果品に用いられた映像、音声及び画像等の一切は宮崎県に帰属することとし、受託事業者等においては、著作者人格権を主張あるいは行使しないこと。

このことは、受託事業者において、あらかじめ制作会社及び出演者等に了解を得るものとするが、困難な場合には事前に県と協議するものとする。

- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

15 問合せ先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 渡邊、清

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7075 FAX：0985-26-7326

E-mail：watanabe-shoichiro@pref.miyazaki.lg.jp

(CC用)：sei-mika@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙様式1)

宮崎県福祉保健課 渡邊・清 行
(FAX: 0985-26-7326)

平成30年 月 日

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業

企画提案競技事前説明会 参加申込書

会社名	
参加者氏名	
電話番号	
FAX番号	

- ・ 提出期限は、6月8日(金)午後5時までです。
- ・ FAX送信後は、確認のため、必ず福祉保健課までお電話ください。
電 話 : 0985-26-7075

宮崎県福祉保健課 渡邊・清 行
(FAX: 0985-26-7326)

平成30年 月 日

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業

企画提案競技 参加申込書

会社名	
代表者名	
担当者名	(部署名) (役職名) (氏名)
連絡先 (担当者)	(電話) (FAX) (メール)

- ・ 提出期限は、6月20日(水)午後5時までです。
- ・ FAX送信後は、確認のため、必ず福祉保健課までお電話ください。
電話: 0985-26-7075

(別紙様式3)

企画提案競技に関する質問票
(「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防普及啓発事業)

宮崎県福祉保健課 渡邊・清 行
(FAX: 0985-26-7326)

平成30年 月 日

質問票は、6月25日(月)午後5時までに提出してください。

団体の名称	(フリガナ) _____
(質問内容)	
担当者氏名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 : 電 話 : F A X : E - m a i l :

- 注) ・ 質問内容は、要点を簡潔に記載すること。
また、実施要領などの資料名(ページ)などを掲げ、質問内容を明確にすること。
・ この質問票は、FAX又はメールで送付すること。